第13回帯広市農業委員会議事録

1　開 催 日　　令和８年６月29日（月）

2　開催時間　　午後１時30分開会　　午後２時15分閉会

3　開催場所　　大正農業者トレーニングセンター

4　出席委員　　２５名

１番　梶川　毅	２番　荒川　満雄	３番　牧村　康弘
４番　鹿内　淳一	５番　森　耕一	６番　水野　真和
７番　増地　孝昇	８番　中村　光洋	
10番　工藤　美佐	11番　兒玉　康英	12番　大塚　敏幸
13番　飯田　暢弘	14番　山﨑　博之	15番　森　有宏
16番　岸塚　隆弘	17番　横川　和博	18番　野原　香織
19番　廣瀬　貢弘	20番　松金　栄治	21番　梶　宗徳
22番　辻　浩志	23番　落合　憲和	24番　河瀬　勉
25番　室﨑　公一	26番　吉田　利彦	

5　欠席委員　　１名

９番　山本　裕慈

6　議事録署名委員

２番　荒川　満雄　　３番　牧村　康弘

7　議事内容

（１）報告第１号　農業委員会事務について
（２）報告第２号　現況証明書発行等に関する専決処分について
（３）報告第３号　農地利用状況調査（農地パトロール）の結果について
（４）報告第４号　調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
（５）議案第１号　農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
（６）議案第２号　農地等の権利移動許可申請に対する決定について
（７）議案第３号　農用地利用集積等促進計画の案の決定について
（８）議案第４号　農用地買入協議要請の決定について

8　傍聴人　　なし

9　事務局　出席職員

事務局長	橋向　弘泰	農地課長	高間　裕一
農地係長	清水　裕貴	農地係主任補	中島　俊喜
農地係主任補	藤原　龍之介	農地係主任補	松下　咲

事務局長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第13回帯広市農業委員会を開会いたします。 （議長より、近況を含め挨拶） それでは議事に入ります。 初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。 会期は、本日１日限りとしたいと思いますが、 これにご異議ございませんか。
（委員）	（なし）
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日１日限りと決定いたしました。 次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局長	報告いたします。 本日の出席委員は、25名です。 ９番　山本委員につきましては、欠席の申出を受けております。 委員の出席数が定足数に達しておりますことから、 本日の総会が成立していることをご報告いたします。 本日の議事は、開催次第　３.次第　にあるとおり、 報告が４件、議案が４件です。 （本日の配付資料の確認） 以上です。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、 議事録署名委員を指名いたします。 本日の議事録署名委員には、２番 荒川満雄委員、３番 牧村康弘委員 を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 それでは報告案件に入ります。報告第１号につきましては、 事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。 また、報告第４号につきましては、関連する内容の議案第３号にて、 一括してご説明いたします。
議長	では、報告第２号「現況証明書発行等に関する専決処分について」及び 報告第３号「農地利用状況調査、農地パトロールの結果について」を 一括して報告いたします。 ５月分の調査結果について、飯田調査委員長より報告をお願いします。
飯田調査委員長	22日の調査ですが、２ページ　報告第２号　１　現況証明、附番９、10の ２件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

	続いて、２　農地法第４条の転用に係る完了の確認、附番１の１件について現地調査したところ、工事の完了を確認いたしました。 続いて、３　農地法第５条の転用に係る完了の確認、附番２の１件について現地調査したところ、工事の完了を確認いたしました。 続いて、４　農地法第５条の一時転用に係る完了の確認、附番２の１件について、現地調査したところ、工事の完了を確認いたしました。 最後に、４ページ　報告第３号　農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。 第１回目の調査地区は清川町　、上清川町　、岩内町 併せて、2,936ヘクタールの農地を調査しましたところ、 遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も 農地の利用状況は適正であると認められました。 以上で、５月分の報告を終わります。
議　　長	ありがとうございました。 次に、６月分の調査結果について、水野調査委員長よりお願いいたします。
水野調査委員長	10日の調査ですが、３ページ　報告第２号　１　現況証明、附番11から13の３件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。 最後に、４ページ　報告第３号　農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。 第２回目の調査地区は以平町　、泉町 併せて、2,491ヘクタールの農地を調査しましたところ、 遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も 農地の利用状況は適正であると認められました。 以上で、６月分の報告を終わります。
議　　長	ありがとうございました。 以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問ございませんか。
（委員）	（なし）
議　　長	特に無いようですので、報告第２号及び第３号はこれで終わります。 これより議案の審議に入ります。 議案第１号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事　務　局 （清水係長）	農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、 その成立状況について、確認を求めます。

	（議案第１号、附番６から附番14の９件の合意解約について朗読・説明） 以上、附番６から14の９件につきましては、農地法第18条第１項第２号に 該当し、合意解約が成立しているものと考えます。
議　　長	それでは審議に入ります。 ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく 合意解約成立状況についてご異議ございませんか。
（委員）	（なし）
議　　長	ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立 状況を確認いたしました。 次に議案第２号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を 議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局 （藤原主任補）	農地法第３条の規定による次の許可申請に対する可否について、 決定を求めます。 （議案第２号、附番６・７の売買２件、附番６の贈与１件、 附番８の使用貸借１件、附番９、10の賃貸借２件の計６件について 調査票に基づき朗読、説明。） 以上、附番５から10の６件につきましては、 農地法第３条第２項の各号に規定されている 「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議　　長	それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。 附番５について、兒玉委員よりお願いいたします。
兒玉委員	附番５について、意見を申し上げます。 受け人は地域で営農を行っている認定農業者です。 これまでも申請農地を賃借し、耕作を行っておりますが、 周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしておりませんので、 全部利用要件や地域調和要件についても問題はないものと考えます。 意見は以上です。
議　　長	ありがとうございました。 次に附番７について、梶川委員よりお願いいたします。
梶川委員	附番７について、意見を申し上げます。 受け人は地域で営農を行っている認定農業者です。 申請農地は、昔は河川でしたが、現在は農地として隣接農地と一体 で利用されていること、また営農状況についても周辺農地の利用に

	支障が出ていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても 問題はないものと考えます。 意見は以上です。
議　　長	ありがとうございました。 次に附番９、10について、山﨑委員よりお願いいたします。
山 﨑 委 員	附番9、10について、一括して意見を申し上げます。 受人は、愛国町で営農を行っている農業者です。 家族の従事状況や保有している機械などの能力からみて、 申請農地の全面的な利用はできるものと見込まれ、 地域調和要件や周辺農地への影響についても問題はないと考えます。 意見は以上です。
議　　長	ありがとうございました。 それでは審議に入ります。ただいまの説明･意見に対するご質問、 あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
（ 委 員 ）	（なし）
議　　長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に、議案第３号「農用地利用集積等促進計画の案の決定について」を 議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事　務　局 （松下主任補）	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、 次の農用地利用集積等促進計画の案について決定を求めます。 (議案第３号、１．農地売買等事業分　(1)所有権移転（買入）附番３の１件、 (2)所有権移転（売渡）附番２～５の４件について、調査書に基づき朗読・説明)
事　務　局 （中島主任補）	（同、２．農地中間管理事業分　賃借権等の設定（１）借入　附番22から （２）借入　附番23及び、賃借権等の設定　貸付　の（１）附番25から （２）附番26について、調査書に基づき朗読・説明）以上につきましては、 地域計画区域内の農用地であることから、農業経営基盤強化促進法第２１条に 基づき、農地中間管理機構への利用権の設定等を行うものです。 なお、本件につきましては、農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画を 定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおりに 認可申請されれば、会長専決により即日公告を行うものです。
議　　長	それでは審議に入ります。 事務局からの説明に対するご質問、 あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

（委員）	（なし）
議長	ご異議が無いようですので、原案のとおり決定し、農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおりに認可申請されれば、会長専決により即日公告を行うこととします。 次に、議案第４号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局 （松下主任補）	（議案第４号、附番１～４の４件について、調査書に基づき朗読・説明） 以上につきましては、農地中間管理機構による買入が特に必要と認められることから、帯広市長に対し、同機構による買入協議を行うよう要請するものです。
議長	それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは農用地買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。
（委員）	（なし）
議長	ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して農用地買入協議の要請をすることに決定いたしました。 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。 次に、事務局より連絡事項を説明させます。
事務局 （中島主任補）	（事務局から連絡事項の説明）
議長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
（委員）	（なし）
議長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事務局長	ご起立願います。お疲れさまでした。

本会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名捺印する。

議　長　吉田和彦　印

署名委員　牧野康弘　印

署名委員　荒川満雄　印